

旭川市中小企業審議会 第3回旭川市観光振興のための  
新たな観光財源に関する検討部会 会議録（要旨）

○日 時 令和6年3月4日（月） 13:30～15:00

○場 所 旭川市総合庁舎7階 大会議室B

○出席者 委員）柏葉委員，杉村委員，草嶋委員，菊原委員，喜久野委員，  
佐藤委員，古川委員，尾田委員

旭川市）観光スポーツ交流部長 菅原，観光スポーツ交流部次長 小島，  
観光課主幹 橋本，観光課主査 木村，  
税制部次長 坪内，税制課長補佐 佐藤，税制課税制係主査 星野

○傍聴者 なし

○配布資料

1. 第2回検討部会の振り返り
2. 宿泊税に係る旭川ホテル旅館協同組合との意見交換会の結果概要
3. 北海道における懇談会とりまとめ案
4. 第3回 旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する検討部会資料

■ 議事概要

(1) 第2回検討部会の振り返り

(2) 宿泊税に係る旭川ホテル旅館協同組合との意見交換について

事務局から資料1，2に基づき説明を行った後，各委員から以下のような意見があった。

(A委員)

- ・宿泊事業者団体は反対という立場は変わっていないが，これは旭川市や宿泊事業者，宿泊者にとって制度導入のメリットがどのようなものかが見えて来ていないという部分が大きいので，明確に示し理解を得る必要がある。

(B委員)

- ・宿泊事業者としては，人手不足の中でなんとか回しているところに負担が生じることに對し，仕事を押し付けられていると感じている。隅々まで理解を得るとするのは難しいと思うが，今回の検討部会で制度の大筋を決めた後，宿泊事業者の意見を聞いた上でよい着地点を見つけて制度設計を行っていただきたい。

(3) 北海道における新税の検討状況について

事務局から資料3に基づき説明を行った。

(4) 旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する答申（骨子）の内容についての検討事務局から資料4に基づき説明を行った後、各委員から以下のような意見があった。

(C委員)

- ・本市の観光施策については世界中から観光客を受け入れる体制についての施策が不十分であり、何らかの手立てを打たないといけない。北海道というブランドは観光客を世界中から連れてきてくれるが、旭川を選んで宿泊してもらうことで、土産品などの購買や食事などで宿泊とはまた別の旭川経済全体にプラスに働いてもらうということを一番の目的と考え検討すべき。

(D委員)

- ・旭川市が目指すべき姿の「世界中から訪れたい観光地」づくりには、宿泊事業者も大きく関わってくる部分である。そのため宿泊事業者に対し、新たな財源を活用した取組により得られるものを明確に示す必要がある。
- ・旭川冬まつりでは今回初めてクラウドファンディングに取り組み、花火のショーを毎日行うことに成功した。宿泊施設も週末ほぼ満室となるなど観光に資することは明らかで、継続的に投資をすることで一大コンテンツとなるよいモデルになったと思う。実際に財源を活用するに当たって、取り組まなければいけないことは様々あるが、限られた財源の中でどう確保し、どの程度投資して取り組むのかはしっかり検討していく必要がある。
- ・定額制とした方が宿泊者・事業者のいずれにもわかりやすい。
- ・徴収することで何に使われるか、どういうメリットがあるかということ、取組の方向性をしっかり持って検討し、その内容を明らかにする必要がある。また、宿泊事業者の負担に配慮することも重要ではあるが、使途が納税者である宿泊者に資するという観点から外れないように検討を進めるべき。

(A委員)

- ・200円の定額制とすることが宿泊者にとってわかりやすい。道内の旅行者は周遊するため連泊する傾向もあり、その負担感に配慮すると額は小さい方がよい。
- ・使途については汎用性があり何にでも使えるように見えてしまうので、例えば今現在の課題である人材不足の解消や、受入環境の整備に活用することが宿泊者への還元につながる。また、制度設計に当たって宿泊事業者への説明を行う際に、宿泊事業者にとっても恩恵のある事業にも取り組むということが明示されるとよい。
- ・教育旅行については課税免除となりうる対象が幅広いので北海道の制度設計に合わせるべき。

(E委員)

- ・宿泊施設の高付加価値化や、インバウンド増加への対応など、本市が取り組むべき課題について現状認識をしっかりと書き込むのが重要。問題があってそれを解決するためにどうしても財源が必要という説明が必要である。
- ・課税の見直し期間については、条例を制定する場合は最後の項目になると思うので、答申もそれに合わせて最後の項目とした方がよい。

- ・ 税率の部分など，北海道や札幌市をはじめ道内自治体の制度設計も勘案しながら制度設計を行うのであれば柔軟さが求められるため，答申としてはその分のゆとりを持たせた内容とするのがよい。

(F委員)

- ・ 宿泊税の導入について理解を得るためには，公平性を謳うためにも，宿泊事業者をはじめとした観光関連事業者が意見できる場を設けるなど，観光関連事業者も含めた旭川市全体で考えていくというスタンスが明らかになるとよい。

(G委員)

- ・ 税額については，宿泊事業者の負担を鑑みると定額制がよいのではと思う一方，今後高価格帯（5万円以上）の宿泊施設が増えることになれば，税収の確保という観点から，段階的定額制も考えていく必要があると思う。

(H委員)

- ・ 教育旅行の課税免除の基準について「学校長が認めた場合」というのも本当に幅広く，たとえば部活動でも民間人が半分以上在籍しているというようなケースもある。どこからどこまでが対象になるという線引きは難しい。学校行事での旅行の場合対象者も多い。修学旅行の契約は旅行の2年前から行われるが，契約時に課税の対象とされていたのが2年後には非課税となった場合に遡及して適用するかどうかなど，旅行会社・学校いずれも混乱しかねないことに懸念がある。

【総括】

- 観光財源を宿泊税により確保するのであれば，導入することで旭川市や宿泊者，宿泊事業者にとってどのような効果があるのか明示する必要がある。また，使途については，受益者負担の観点からも旭川市に宿泊してもらうために受入環境の整備に取り組むなど，納税者である宿泊者への還元につながる施策に充てるべき。
- 制度の設計や運用，財源の使途などについて，宿泊事業者をはじめ，観光関連事業者の意見を聞く場を設けるなど，公平な制度づくりになるよう取り組むべき。
- 資料 P6～P9 の制度概要案のうち，① 税目名，② 課税客体，課税標準，納税義務者，③ 徴収方法，⑥ 非課税事項，⑦ 入湯税との調整について，⑧ 導入時期についてはこの案のとおりとするが，④ 課税を行う期間（見直しの時期）については答申の際に最後の項目とする。  
⑤ 税率については，一人一泊200円の定額制を基本とした上で，北海道や道内市町村の制度内容や国際情勢，経済状況などを勘案しながら検討するべき。